

岐阜県で適用する最低賃金一覧

◎岐阜県最低賃金

最低賃金額（時間額）	発効年月日	岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金が適用されます。
754 円	27.10.1	

◎特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金の額 (時間額)	発効年月日	適用除外 (岐阜県最低賃金が適用されず。)
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	815 円	27.12.21	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満又は65歳以上の者・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの・清掃又は片付けの業務に主として従事する者・電球・電気照明器具製造業で働く者・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者
自動車・同附属品 製造業	856 円	27.12.21	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満又は65歳以上の者・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの・清掃又は片付けの業務に主として従事する者・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
航空機・同附属品 製造業	902 円	27.12.21	<ul style="list-style-type: none">・18歳未満又は65歳以上の者・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの・清掃又は片付けの業務に主として従事する者・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

※最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、ボーナス等臨時の賃金、休日・時間外などの割増賃金及び通勤手当（交通費）、家族手当、精皆勤手当は対象になりません。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

●パソコンでも最低賃金がチェックできます!

[最低賃金制度](#)

WEBで
チェック!



必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

雇ったら入る。人も会社も守るために。労働保険

労働保険

労災保険・雇用保険

- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。
- 未手続事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。



正社員はもちろん、パート、アルバイト、臨時社員など、名称の如何を問わず、ひとりでも労働者を雇ったら、労働保険に入る必要があります。それが社員を雇う経営者としての責任です。



お問い合わせは

岐阜労働基準監督署	(労働保険)058(247)2370	(最低賃金制度)058(247)2368
大垣労働基準監督署	0584(78)5184	高山労働基準監督署 0577(32)1180
多治見労働基準監督署	0572(22)6381	関労働基準監督署 0575(22)3251
恵那労働基準監督署	0573(26)2175	岐阜八幡労働基準監督署 0575(65)2101

■労働保険の適用・納付については 岐阜労働局徴収室 058(245)8115
■最低賃金制度については 岐阜労働局賃金室 058(245)8104